

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
特別養護老人ホームケアハイツなかの運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団が開設する特別養護老人ホームケアハイツなかの（以下、「施設」という。）が行う指定地域密着型老人福祉施設入所者生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対し、施設の介護支援専門員、介護職員及び看護職員等の従事者（以下「職員」という。）が、当該施設において、療養上の管理の下、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練等の適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービスに基づき、可能な限り居宅での生活への復帰を念頭におき、かつ常に利用者の立場に立ってサービスを提供することにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。
- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 当施設は特別養護老人ホームケアハイツいたみを本体施設とし、密接な連携を確保して運営するサテライト型施設の位置付けである。
 - 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、事業を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 前5項のほか、「伊丹市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームケアハイツなかの
- (2) 所在地 伊丹市中野北4丁目2番11号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし理事長が必要と認めるときは、配置基準の範囲内でこれを変更することができる。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該施設の職員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 医師 1名
- (3) 生活相談員 1名以上

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4) 介護職員 10名以上

介護職員は、居宅サービス計画及び地域密着型施設サービス計画（以下、「地域密着型施設サービス計画等」という。）に基づき、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護の業務に当たる。

(5) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(7) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画等の作成、法定代理受領の要件である地域密着型施設サービスの利用に関する市町村への届出の代行等を行う。また、自らも地域密着型施設サービスの提供にあたるものとする。

(8) 栄養士または管理栄養士 1名以上

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

2 ただし、次の職種については、本体施設との密接な連携を確保しつつ、利用者のサービス提供が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

管理者、医師、生活相談員、機能訓練指導員、介護支援専門員、栄養士または管理栄養士

(営業日)

第5条 施設の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

営業日及び営業時間 年中無休

(利用定員)

第6条 施設の利用定員は29名とする。また、ユニット数及びユニット毎の定員は下記のとおりとする。

(1) ユニット数 3ユニット

(2) ユニット定員 10名または9名

(地域密着型施設サービスの内容)

第7条 地域密着型施設サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 地域密着型施設サービス計画の作成

(2) 入浴

(3) 排泄

(4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話

(5) 機能訓練

(6) 健康管理

(7) 相談、援助

(8) 栄養管理

(9) 口腔衛生

(地域密着型施設サービス計画)

第8条 地域密着型施設サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介助者の状況を十分に把握し、個別に地域密着型施設サービス計画を作成する。

- 2 地域密着型施設サービス計画の作成に当たっては、その内容については利用者またはその家族に説明し同意を得る。
- 3 地域密着型施設サービス計画を作成した際には、利用者またはその家族に交付する。なお、交付した地域密着型施設サービス計画は、5年間保存する。
- 4 利用者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 5 地域密着型施設サービス計画の作成後においても、常に地域密着型施設サービス計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて地域密着型施設サービス計画の変更を行う。
- 6 地域密着型施設サービス計画の目標及び内容については、利用者またはその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 地域密着型施設サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該地域密着型施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。詳細は重要事項説明書に記載する。

- 2 施設は前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 食費、居住費は、重要事項説明書に記載する。
 - (2) 前各号に掲げるものの他、地域密着型施設サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用、または介護保険の対象外サービスとなるもの。
- 3 第1項から第3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
- 4 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

(地域との連携等)

第10条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

- 2 施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置する。

(運営推進会議)

第11条 施設は、地域密着型施設サービスが地域に密着し地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議のメンバーは、利用者及びその家族、地域住民の代表者、行政職員、また施設が所在

する地域を管轄する地域包括支援センターの職員、及び地域密着型施設サービスについての知見を有する者とする。

- 3 運営推進会議の開催は、おおむね4か月に1回以上とする。
- 4 会議の内容は、施設のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 職員は、地域密着型施設サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は施設が定めた協力医療機関に連絡し、受診する等の必要な措置を講ずるとともに、管理者及び利用者家族に報告しなければならない。
- 2 前項の職員が看護職員である場合にあっては、必要に応じて臨時応急の手当てを行わなければならない。
 - 3 利用者に対する指定地域密着型施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第13条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行う
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
 - (5) 施設は、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
 - (6) 施設は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(苦情処理)

- 第14条 提供した地域密着型施設サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第15条 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。
- 2 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。

- 3 施設は、台風や集中豪雨等による浸水被害の発生に備え、水防法に基づく避難確保等（避難確保計画の策定、避難訓練の実施、自衛水防組織の設置等）の必要な措置を講ずる。
- 4 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第16条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （2）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3）施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（協力病院等）

第17条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

- 2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（個人情報の保護）

第18条 利用者の個人情報を含む地域密着型施設サービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

（秘密保持）

第19条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する義務があるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、施設との雇用契約の内容とする。
- 3 施設は、地域密着型施設サービスの利用者及びその家族からの届出により、理事長の認める範囲で個人の情報について開示を行うことができる。
- 4 施設は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報をを用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（人格の尊重）

第20条 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第21条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第22条 施設は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(暴力団等の影響の排除)

第24条 施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第25条 施設は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業所は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第26条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組みの促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第27条 施設は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 2 施設は、前項の規定により、研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
 - 3 施設は、事業の提供の開始に際し、あらかじめ申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ておくものとする。
 - 4 施設は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から最低5年間は保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団と施設の管理者との協議に基づいて、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 4年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。